

# 更生の一翼にやりがい

先日、松江刑務所を見学する機会がありました。松江刑務所では、受刑者も職員の方々も、更生という目標に向けて必死に頑張っておられました。

受刑者の多くは、いずれ社会に復帰しますので、社会に帰って再び罪を犯さないよう、しっかりと更生してもらうことが必要となります。

弁護士は、刑事裁判に被告人の



## 弁護士 峠田 晃宏さん



弁護士として関与しています。刑務所で更生に励む受刑者は、この刑事裁判で有罪判決を受けた人です。

しかし、必ずしも刑務所が被告人にとって最適な更生環境とは限りません。例えば、障害のある被告人にとっては、刑務所での更生よりも、福祉等の支援のもと、社会のなかで更生させることが適当な場合もあります。その意味で、刑務所は被告人の更生のため

の「一つの」「場」です。

刑務所などが更生の「場」であるとするれば、刑事裁判は言わば更生への「入り口」です。被告人にとって最適な更生環境を考え訴えていくことも刑事弁護人の重要な役割だと思っています。

しかし、そのような役割を果たすことは簡単ではありません。法的素養はもちろんですが、人間や家族、社会などについての深い理解が必要です。病気や障害の(疑いの)ある被告人もいますので、時には医学に関する知識も必要となってくる。福祉機関などとの連携も重要です。

私にとって刑事弁護は葛藤すること多々ありますが、被告人の更生のプロセスの一翼を担うことに大きなやりがいを感じています。(たおだ法律事務所)